

大館労働基準監督署発表
令和5年6月30日

【照会先】

大館労働基準監督署
署長 田村 功悦
安全衛生課長 千葉 知幸
(電話) 0186-42-4033

報道関係者 各位

【大館監督署】木造家屋建築工事における労働災害防止等講習会の実施について

大館労働基準監督署（署長 田村功悦）は、木造家屋建築工事における労働災害防止を目的とした講習会を下記により実施します。

◆講習会の目的

秋田県内において、木造家屋建築工事における休業4日以上労働災害の状況は令和4年に78件発生し、前年に比較して1件増加したほか、当署管内においては死亡災害が1件発生するなど、大変憂慮すべき状況となっています。

また、本年10月1日から改正石綿障害予防規則が完全施行され、工事開始前の石綿有無の調査を実施する者には、一定の資格が必要となるほか、安全衛生規則の改正により、足場からの墜落防止措置に係る改正事項が本年10月1日（一部令和6年）から順次施行となります。

くわえて、建設業等の適用猶予業種において、時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用となります。

こうした状況を踏まえ、労働災害防止対策や時間外労働の上限規制等について説明を行います。

◆講習会の概要

- ・日時：令和5年7月5日（水） 午後2時から午後4時まで
- ・場所：大館市立中央公民館 視聴覚ホール（大館市字桜町南45-1）
- ・対象：大館労働基準監督署管内（大館市、北秋田市、鹿角市、小坂町、上小阿仁村）の木造家屋建築工事業者
- ・内容：足場からの墜落防止措置に係る法改正、墜落制止用器具の適切な使用について
石綿障害予防規則の改正、熱中症予防対策等について
働き方改革関連法について
- ・主催：大館労働基準監督署

◆お問合せ・お申込み先

大館労働基準監督署 安全衛生課（担当：尾野）
〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2 TEL：0186-42-4033

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。